

審判委員認定試験 学科問題 事前公開50問

審判委員講習会
重点項目

「弓道競技規則 平成28年4月1日改定版」並びに「弓道競技運営要領 平成28年度版」に関する問題です。

この中から25問選んで出題してください。

I 弓道競技規則より

第1章 総則

典拠	No		
第2条 2)	1	本規則は、全弓連主催あるいは主管する競技大会に適用するものであって、地連が主催する大会には適用しない。	()
第3条 1)	2	大会の諸条件により本規則によりがたい場合は、本規則の目的を逸脱しない限り特別の規定を設定することができる。	()
第3条 2)	3	特別の規定を設定する場合は、大会要項に明記するか、競技開始にあたり競技委員長が説明しなければならない。	()
第3条 2)	4	特別の規定を設定する場合は、事前に大会要項に明記しなければならない。	()
第3条 3)	5	怪我や障がい等により本規則によりがたい選手は、当日受付終了までに申請し許可を得なければならない。	()
第3条 3)	6	開会式後のけがなどにより本規則によりがたい場合は、その時点で申請し許可を得なければならない。	()
第4条	7	本規則を適用する競技に関係する選手・監督・役員は、この規則を熟知し遵守しなければならない。	()
第6条 後段	8	審判委員は、別に定める有資格者から選任しなければならない。	()
第13条	9	競技の内容は、的中制、得点制及び採点制のいずれか、または併せて行うことができる。	()
第15条 1)	10	行射方法は、競技の要領で行う。	()
第15条 1)	11	行射方法は、競技の要領を参考にして、遅滞なく運行すればよい。	()
第15条 2)	12	行射の順序は、個人・団体を問わず射場ごとに1番から順序に従って行う。	()
第15条 2)	13	行射の順序は、個人戦の場合は射場ごとに1番から順序に従う必要はない。	()
第15条 4)	14	一手を持って行射する場合は、取矢を行う。	()
第15条 5)	15	射位、本座、立の位置は明示しなければならない。	()
第15条 5)	16	射位と立の位置は、明示しなければならないが、本座は明示の必要がない。	()
第15条 6)	17	坐射における四つ矢のさばき方は、教本の方法を原則とし、簡易法でもよい。	()
第15条 6)	18	坐射における四つ矢のさばき方は、教本の方法を遵守するものとする。	()
第15条 9)	19	射位において持矢を、自分の右前に出すことにより、棄権することができる。	()
第15条 9)	20	射位において持矢を、自分の右前に出し、射場審判の許可を得れば棄権することができる。	()
第16条 3)	21	団体競技で、行射制限時間が設定されている場合は、制限時間の30秒前に予鈴で合図しなければならない。	()
第16条 4)	22	団体競技で、射場審判委員から行射停止指示が出た場合は、制限時間の規定を適用しない。	()
第16条 3)の(1)	23	本鈴と同時に射離した矢は制限時間以内なので、有効である。	()
第16条 6)	24	個人競技を兼ねている団体競技で、制限時間以降の行射は、個人競技の成績に限り有効とする。	()
第16条 6)	25	個人競技を兼ねている団体競技で、制限時間以降の行射は団体競技では無効になるので、個人成績も無効となる。	()
第19条 4)の(1)	26	団体競技における1立（同中競射を含む）の行射途中は、選手交代ができない。	()
第20条(5)	27	伝統的な押し手補助具は認められるが、包帯、テーピング等をつけてはならない。	()
第21条 解説	28	弓道衣の下着は無地とし、襟付き・ハイネックは好ましくない	()

第2章 近的競技

第22条 3)	29	1射場での行射は、5名以内とする。	()
第23条(4)	30	的は、的紙(新素材:ビニールメッシュ等)を的枠に貼り付けたものとする。	()
第25条(1)(エ)	31	矢が的面にならず矢に接触しての枠内にとどまった場合は、あたりである。	()
第25条(1)(エ)関連	32	矢が的面にあるはずれ矢に接触しての枠内にとどまった場合は、あたりである。	()
第25条(2)(ウ)	33	矢があたり矢を射ての枠外に出た場合ははずれである。	()
第25条(2)(オ)	34	矢が塚敷を掃いての枠内にとどまった場合は、はずれである。	()
第27条 2)B(キ)	35	遠近競射は新しい36cm霞的を使用しなければならない。	()
第27条 2)B(ク)(ケ)	36	遠近競射が6名以上の場合は、複数の的で行ってもよい。この場合は測定具などを使用して判定する。	()
第27条 3)	37	団体競技における同中競射は、替矢から行うことができる。	()

第3章 遠的競技

第30条 1)2)3)	38	遠的競技の射距離は60mとし、1射場1つの的とする。1射場最大5名まで行射できる。	()
第33条 1)(カ)	39	遠的競技において的枠がなかった場合、矢が外周線にかかっていたら、中りとする。	()
第33条 1)(カ)	40	遠的競技において的枠がなかった場合、矢は外周線の内側に完全に入っていなければ、はずれである。	()
第35条 2)1)B(オ)	41	遠的競技における遠近競射において、筈こぼれなどで射離されなかった矢は、最下位とする。なお、複数あった場合は同位とする。	()

第4章 禁止事項及び罰則ほか

第39条 1)(5)	42	進行委員および射場審判委員以外の者が射位の選手に近寄ることはできない。	()
第43条 1)	43	行射を妨げられた場合や、競技の運行・審判に異議ある場合は、個人の場合は本人が、団体の場合は監督が審判委員または進行委員に異議を申し立てすることができる。	()
第46条 2)	44	応援は、拍手のみとする。	()
第46条 3)	45	連続的な投光撮影は、主催者の許可が必要である。	()

II 弓道競技運営要領より

第6条[3](2)②[4](2)②	46	射場間隔は、近的競技においては1.8m以上、遠的競技においては1.6m以上必要である。	()
第18条1①	47	近的競技の遠近競射において、的は1つで射場中央で行射するのが原則である。	()
第18条1②	48	近的競技の遠近競射において、複数の・複数位置で行射するのも可である。	()
第18条[3](1)①	49	近的競技の遠近競射において、判定の際は上座側に的前審判委員A・下座側に的前審判委員Bが蹲踞し、その横に的前委員長Cが立つ。	()
第18条[3](1)①	50	近的競技の遠近競射において、判定の際は上座側に的前審判委員A・下座側に的前審判委員Bが蹲踞し、その横に的前審判委員Cが立つ。	()